

平成30年第1回定例会(平成30年3月12日)

観光建設水道委員会委員長 (松川 峰生 委員長)

去る3月6日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました『議第1号 平成29年度別府市一般会計補正予算(第5号)』関係部分、ほか9件について委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに『議第1号 平成29年度別府市一般会計補正予算(第5号)』関係部分についてであります。

産業政策課関係では「別府市オフィス系企業誘致促進補助金」や「ホテル耐震改修融資利子補給金」などを決算見込みにより減額するとの説明がなされました。

委員からは「別府の特性として観光業だけでなく、オフィス系の企業をどんどん誘致していかないといけない。今年も誘致交渉を続けるなか、進出決定という結論まで至らなかったことにより不要額が出たとのことだが、来年度も働きかけを積極的に行い、実績があがるようにするべきだ」との意見がなされました。

それに対し当局からは「全国の都市に企業誘致の構えがあるなかで別府市も取り組んでいる。相手があることなので思ったように進んでいかない局面もあるが、新たな切り口をPRし、引き続き誘致を推し進めていきたい」との答弁がなされました。

さらに委員からは「誘致をしていく仕事自体はいつまで行政がやっていくのか。B-b i z L I N K等に移行したほうが効果的だと思われるので、早い段階で移行できるようにお願いしたい」との意見がなされた次第であります。

農業委員会事務局関係では、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員報酬の追加額を計上しているとの説明がなされました。

観光課関係では、地獄蒸し工房鉄輪指定管理損害金2425万6千円を計上しており、これは地獄むし工房鉄輪において、別府市に提出された平成25年度分から平成27年度分までの指定管理料等の収支報告書に虚偽があったことによる差額を指定管理者の指定を取り消したNPO法人に請求し、その支払を受けたものであるとの説明がなされました。

委員からは「残念ながら賠償金という形になってしまったが、前の指定管理者の努力も含まれた中で、『鉄輪のまちづくりに使う』との趣旨のお金であり、単に市の歳入に受け入れるだけで終わってよいのか。『鉄輪のまちづくりに使

う』という市の姿勢を早期に示すべきである」との意見がなされました。

その他、各課から、国・県からの交付金額決定等に伴う事業費の増減や入札結果などの決算見込みに伴う係数整理、工期延長に伴う繰越明許費の計上などを行ったとの説明がなされました。

採決におきましては、議第1号 平成29年度別府市一般会計補正予算（第5号）関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に『議第3号 平成29年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）』については、公営競技事務所から、決算見込みに伴う不用額の調整と一般会計への繰出金の追加を、『議第4号 平成29年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）』関係部分については下水道課から、下水道管布設工事において掘削部から転石が多数発生したによる工期延長等のため繰越明許費を計上しているとの説明がなされました。

さらに『議第7号 平成29年度別府市水道事業会計補正予算（第1号）』については、水道局から、1年間の営業成績を示す収益的収入及び支出からなる当年度の純利益は2906万8千円であり、また投資的経費の財源を示す資本的収入及び支出については8億6685万8千円の不足が生じるが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金や減債積立金などで補てんする予定であるとの説明がなされました。

以上3件の予算議案の採決におきましても、当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

予算外の議案についてですが、『議第29号 別府市別府勤労者体育センターの設置及び廃止に関する条例の廃止について』では、同施設の天井構造材を止めているボルトが落下したことに伴い、点検補修工事の見積りをした結果、高額な費用が必要なことが判明したため、公共施設マネジメントの方針、建物の安全性及び耐震性、利用状況等の対費用効果などを鑑み、平成30年3月末をもって閉館する決定をしたとの説明がなされました。

次に『議第30号 別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について』では、関係法律の改正により条例が引用する条項に移動が生じたものであるとの説明がなされました。

次に『議第31号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、一の都市公園に設ける公募対象公園施設の建築面積等の当該公園の敷地面積に対する割合は、条例で定めるとされたことに伴い改正しようとするもの、また、PFI事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間をPFI事業契約の契約期間の範囲内である最長30年に設定しようとするものであるとの説明がなされました。

次に『議第32号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につい

て』及び『議第33号 別府市営 再開発住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について』では、公営住宅法の一部が改正され、入居者が認知症などにより収入申告が困難な場合の家賃の決定方法が定められたことに伴い、条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

『議第35号 市道路線の認定及び廃止について』では、道路法により新たに認定を行う17路線と廃止する5路線の説明が縷々なされました。

以上6議案についての採決におきましても、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。